

平成23年9月29日

指定障害福祉サービス事業者 }
指定障害者支援施設 } 管理者 殿

神奈川県保健福祉局
福祉・次世代育成部障害福祉課長

平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修の開催について

本県の障害福祉施策の推進にあたり、日ごろから格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月22日に公布されたことにより、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されることとなり、介護福祉士及び一定の研修を修了した介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができるようになります。

本県では、平成21年度から医療的ケア等に関する必要な知識及び技術を備えた人材の育成等を推進するための研修を開催してまいりましたが、新たな制度に対応した人材を養成するため、標記研修を別添のとおり開催しますのでお知らせします。

なお、当該研修事業は、特定非営利活動法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会に委託して実施しますので、受講申込みや研修内容等に関することは、特定非営利活動法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会（電話045-311-8742）へお問い合わせください。

（問い合わせ先
調整グループ 岡田
電話045-210-4711 内線4734）

平成23年度 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修実施要綱

特定非営利活動法人

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

理事長 山田章弘

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内

電話045-311-8742 <http://www.kenshikyou.jp/>

1、開講目的

医療の進歩と日本の医療制度改革の流れのなかで、かつては病院などに長期入院となっていた人が、今では在宅生活や福祉生活が送れるようにまでなってきた。今後は、そのような生活を営む人の人生の充実が大きな課題として取り上げられています。

吸引や経管栄養といった生活の中に持ち込まれたケアは、「医療的ケア」と呼ばれます。教育・福祉系のスタッフがどのように医療的ケアにかかわり、その人の人生を支援してゆくのが問われて既に二十余年が経過しようとしています。平成16年以降、国から出された通知では、「違法ではあるが違法性は阻却される」という解釈がなされ、“やむをえない措置”として先駆者の努力にささやかな法的根拠が与えられてきました。

その法的整備の遅れを取り戻すため、平成23年6月に社会福祉士法及び介護福祉士法の改正が行われ、一定の研修を受けることを条件に非医療職が医療的ケアの一部を担うことが法の下に位置付けられることになりました。本研修は、上記法律に基づく研修として位置付けられます。

神奈川は在宅障害者率が高い背景もあって、教育・福祉分野でさまざまな先駆的事業が行なわれ法の不備を補ってきました。医療的ケアの必要な人の生活は、法の不備にもかかわらず勇気と信念を持って実践してきた人々によって支えられ今を迎えています。

今回、法が整備されたことにより「合法的な」医療的ケアがスタートを切りますが、現在進行形で日々のケアに取り組んでいる人達の歩みも緩めるわけにはいきません。改正法にも同様の記述があり、現状の歩みを緩めることがないようにしながら、年余をかけて法に裏打ちされた実践に切り替えてゆくことが求められています。

神奈川でこのような研修をうける必要のある教育・福祉のスタッフはおそらく千人のオーダーに及ぶことが想定されています。本研修を活用し制度が追いついたこの医療的ケア支援システムを神奈川に根付かせてゆきましょう。

2、研修概要

- (1) 研修事業の名称 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
- (2) 研修内容 たんの吸引や経管栄養に関する知識・技術・安全管理とリスクマネジメント等に関する講義・演習・実習を行う。
- (3) 研修期間 平成23年11月20日～平成24年3月 *詳細1
- (4) 実施場所 基本研修＝座学：県総合医療会館等
演習：昭和大学保健医療学部 *詳細2
実地研修施設＝原則研修者の所属施設
- (5) 募集定員 40名
- (6) 研修課程 3つのカテゴリーに分かれて実施。*詳細3 *詳細4 *資料1 参照
- (7) 研修対象者 障害福祉の分野で医療的ケアを必要とされる方の支援を業とする予定のスタッフ。事業種別は問わない。 *詳細5
- (8) 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入。FAXにて申し込む。
- (9) 申込締切 平成23年10月20日（木）
- (10) 選考基準 緊急度等を勘案し選考。
- (11) 選考通知 平成23年11月初旬（応募者全員に受講の可否をご連絡します）
- (12) 受講料 下記に記す *詳細6
- (13) その他 受講時間等の詳細は、決定後に郵送いたします。

●詳細1（日程） ●詳細2（会場）

＜研修日程＞

研修日程はカテゴリー毎に以下のようになっています。

		カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	会場
1日目	11月20日	○	○		県総合医療会館
2日目	11月27日	○	○	○	県総合医療会館
3日目	12月17日	○	○	○	県総合医療会館
4日目	12月18日	○	○		県総合医療会館
5日目	12月25日	○	○		県総合医療会館
6日目	1月9日	○	○		県総合医療会館
7日目	1月14日	○	○		ホテルコスモ
8日目	1月15日	○	○	○	昭和大学保健医療学部
9日目	1月21日	○	○		昭和大学保健医療学部
実地研修	2月～3月	○	○		原則研修者の所属施設

●詳細 3

《研修カテゴリー》 ◎資料 1 参照

研修には3つのカテゴリーがある。事業所ごと事情に合わせ選択する仕組み。

1) カテゴリー 1

不特定多数の利用者のすべての医療的ケアに関わることが認められる資格取得の研修

2) カテゴリー 2

不特定多数の利用者の一部の医療的ケアに関わることが認められる資格取得の研修

3) カテゴリー 3

特定の利用者に対し特定の医療的ケアに関わることが認められる資格取得の研修

*カテゴリー別に出来る医療的ケアの内容は以下の通り。

	カテゴリー 1	カテゴリー 2	カテゴリー 3
口腔内吸引	○	○	対象となる特
鼻腔内吸引	○	○	定の人が必要
気管カニューレ内吸引	○	×	とする医療的
経鼻経管栄養法	○	×	ケアの内、左項
胃ろうよりの経管栄養法	○	○	目に含まれる
腸ろうよりの経管栄養法	○	○	もの。

研修は座学・演習の基本研修と実地研修の3つを受講。演習は人形を使って研修を行い、実地研修は利用者さんの了解と協力を得ながら行う。受講生は、それぞれの修了試験・考査に合格する必要がある。

*カテゴリー別の研修時間は以下の通り。

	カテゴリー 1	カテゴリー 2	カテゴリー 3
座学	50 時間 (7 日間)	50 時間 (7 日間)	13 時間 (2 日間)
演習	14 時間 (2 日間)	14 時間 (2 日間)	7 時間 (1 日)
実地研修	40 時間程度～	30 時間程度～	10 時間程度～

●詳細 4

《研修シラバス》

◆カテゴリー 1 および 2 のシラバス

基本研修【座学】

科目	時間数
人間と社会	1. 5時間
保健医療制度とチーム医療	2. 0時間
安全な療養生活	4. 0時間
清潔保持と感染予防	2. 5時間
健康状態の把握	3. 0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	11. 0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	8. 0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10. 0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8. 0時間
合計講義時間数	50. 0時間

基本研修【演習】

口腔内喀痰吸引	5回以上
鼻腔内喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引 * 1	5回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養 * 1	5回以上
救急蘇生法	1回以上

* 1 カテゴリー2の場合は割愛。

実地研修

口腔内喀痰吸引	10回以上
鼻腔内喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引 * 1	20回以上
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養 * 1	20回以上

* 1 カテゴリー2の場合は割愛する。

◆ カテゴリー3のシラバス

基本研修【座学】

科目	時間数
重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2. 0時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6. 5時間（6. 0時間 * 2）
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	

喀痰吸引等に関する演習	3. 0時間 (1. 0時間 * 2)
-------------	---------------------

* 2 国基準：本研修は国基準より時間を若干増やしています。

実地研修

口腔内喀痰吸引	指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。
鼻腔内喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引 * 1	
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養 * 1	

●詳細 5

《研修対象者》

- 1) 障害福祉の分野で医療的ケアを必要とされる方の支援を業とする予定のあるスタッフ。事業種別は問わない。例として入所施設スタッフ、通所施設スタッフ、児童デイサービススタッフ、ショートステイ施設スタッフ、ケアホームスタッフ、訪問介護系スタッフ、保育園スタッフ、ボランティアを含む。

●詳細 6

《研修参加費》 カテゴリー別研修受講料は以下の通りです。

カテゴリー 1、2 13, 000円

カテゴリー 3 6, 000円

* 受講料は保険料・教科書・消耗品等の一部を含みます。

* 受講決定者に、後日振込み等の書類が届きます。

《申込期間》

平成23年10月1日（日）～10月20日（木）

- ・フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会のホームページ
- ・かながわ福祉サービス振興会ホームページを参照ください。

《申込説明会の実施》

平成23年10月1日（日） 神奈川県社会福祉会館 17時～

2F 第一会議室にて

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内

資料 1

研修カテゴリーの選び方

* 1 : カテゴリー 1 に含まれる 6 行為を必要とする利用者（胃ろうと腸ろうはどちらかでない）が揃い、協力が得られる状況にある。

* 2 : カテゴリー 2 に含まれる 4 行為を必要とする利用者（胃ろうと腸ろうはどちらかでない）が揃い、協力が得られる状況にある。

* 3 : 6 行為の内 1 つでも必要とする利用者の協力が得られる状況にある。

以下障害者関係事業に限って示す。

事業種別	小分類	コメント	研修カテゴリー		
			1	2	3
・入所施設 ・通所施設 ・保育園 ・児童デイサービスなど	* 1 の条件を満たす	不特定多数に対応する職員が必要	○		
		特定の利用者に対応する職員が必要			○
	* 2 の条件を満たす	不特定多数に対応する職員が必要		○	
		特定の利用者に対応する職員が必要			○
	* 3 特定利用者のみ	特定の利用者に対応する職員が必要			○
	通知条件と同等の条件をみたし、すでにケアを実施している。	障害者入所・通所施設等は通知の域外であったため、最低カテゴリー 3 の研修は受ける必要がある。			○
・ヘルパー事業所 ・ケアホーム ・ボランティア	* 3 吸引のみをすでに通知に基づいて行っている場合。	平成 24 年 3 月末までに「みなし認定」をうけてケアを継続する。	不要	不要	不要
	* 3 吸引の他に注入も行っている場合	注入に関する研修のみを受け、認定を受ける。			△
	* 3 いままでの実績がなく、新規利用者に対応する。	基本研修を 1 回と、実地研修を人数分うける。			○
	事業所が登録研修機関となって自主研修を主催できる。その場合指導にあたる看護師は県の主催する指導者研修を修了するか自主研修を行い、レポートを県に提出する手順が必要。				○ 自主

重度訪問介護事業者	*3 吸引に関する研修を重度訪問介護研修で受けていて、実際にケアを行っている場合。	平成24年3月末までに「みなし認定」をうけてケアを継続する。	不要	不要	不要
	ヘルパー2級以上で、実際に吸引ケアを行っている場合。	平成24年3月末までに「みなし認定」をうけてケアを継続する。	不要	不要	不要
	*3 吸引の他に注入についてもケアを行っている場合	注入に関する研修のみを受け、認定を受ける。			△
	事業所が登録研修機関となって自主研修を主催できる。その場合指導にあたる看護師は県の主催する指導者研修を修了するか自主研修を行い、レポートを県に提出する手順が必要。				○ 自主
特別支援学校以外の学校については教育委員会判断	すでに通知に基づきケアを行っている場合	平成24年3月末までに「みなし認定」をうけてケアを継続する。	不要	不要	不要
	*3 いままでの実績がなく、新規利用者に対応する。	基本研修を1回と、実地研修を人数分うける。(教育委員会で実施する予定。)			○
特別支援学校教員	すでに吸引、注入を通知に基づいて実施している。	平成24年3月末までに「みなし認定」をうけてケアを継続する。	不要	不要	不要
	年度が変わり、新しい児童生徒を対象としたケアを行う。	利用者ごろに実地研修を行う。			○

介護福祉士	通知条件と同等の条件を みたし、すでにケアを 実施している。	特別支援学校以外は通知の 埒外であったため、最低カテ ゴリー3の研修は受ける必 要がある。			○
	新規にケアを行おうとす る場合。	特別支援学校以外は通知の 埒外であったため、最低カテ ゴリー3の研修は受ける必 要がある。			○
	新教育を受けていない介 護福祉士（～27年）	認定特定行為業務従事者 になりケアを実施する場合。	◎	○	
	新介護福祉士と同等の資格 を得たい場合（27年～36 年）	上記を経て介護福祉士登録 証（特定登録証）を得るこ とができる。手続き必要	不 要	不 要	不 要
	上記も、新介護福祉士も 実施研修をしていない場 合	登録喀痰吸引等事業者自体 で、実地研修並みの研修を実 施（6項目）し審査し登録し て県に届けでる。	不要であるが、 左記実地研修 は事業所自体 で行う。		

研修のカテゴリーの選択の仕方についてご不明の点は、フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会までお問い合わせください。

*選択のポイント＝実地研修が、利用者さんの協力を得て行うことができるかがポイントになります。研修希望者ご自身、あるいはご自身が所属する事業所で協力利用者を確保できることが必要となります。

*実施研修を担うのが、ニーズのある利用者が利用されている事業所となります。また、事業所ごとに様々な書類などを揃えていただく必要もあります。このため、研修希望者が所属する事業所が、この研修を推奨していることも前提となります。

これらの点を考慮して、研修申込は事業所ごとに取りまとめても申込を原則にいたします。

申込 **f a x** 用紙 (法人ごとにまとめて申し込んで下さい。)

法人名		
事業所名 1		研修者が所属する事業所が複数ある場合記入
事業所名 2		
事業所名 3		
連絡先住所		
連絡先電話		
メールアドレス		
担当者名		

利用者さんに関する確認事項

医療的ケア内容	確認事項	人
口腔内吸引	ケアを必要としている人は何人いますか	
	実習への協力が得られる見込みの方は何人いますか？	
鼻腔内吸引	ケアを必要としている人は何人いますか	
	実習への協力が得られる見込みの方は何人いますか？	
気管カニューレ内吸引	ケアを必要としている人は何人いますか	
	実習への協力が得られる見込みの方は何人いますか？	
	内、人工呼吸器を利用されている方は何人ですか？	
経鼻経管栄養	ケアを必要としている人は何人いますか	
	実習への協力が得られる見込みの方は何人いますか？	
胃ろうあるいは腸ろう	ケアを必要としている人は何人いますか	
	実習への協力が得られる見込みの方は何人いますか？	

研修申込者名 (今回は定員が少ないため、1法人申込上限を5名とします。)

優先順位	お名前	所属事業所	年齢	性別	カテゴリー
1					1 2 3
2					1 2 3
3					1 2 3
4					1 2 3
5					1 2 3



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等
（たんの吸引・経管栄養）についての制度が始まります。

～介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
（平成23年法律第72号）の施行関係～

平成23年9月

厚生労働省

※このパンフレットは平成23年9月時点の事項を整理したものですので、今後変更もありえます。

たんの吸引等の制度

（いつから始まりますか）

平成24年4月から、
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正（※）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること等**、一定の条件の下で『**たんの吸引等**』の行為を実施できることとなります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

（対象となる医療行為は何ですか）

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、
○たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
○経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

（誰が行うのでしょうか）

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、

○介護福祉士（※）
○介護職員等（具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）であって一定の研修を修了した方が実施できることとなります。

※介護福祉士については平成27年度（平成28年1月の国家試験合格者）以降が対象。

（どこで行われるのでしょうか）

特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる**登録事業者**（P-6参照）により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

《参考：これまでの背景》

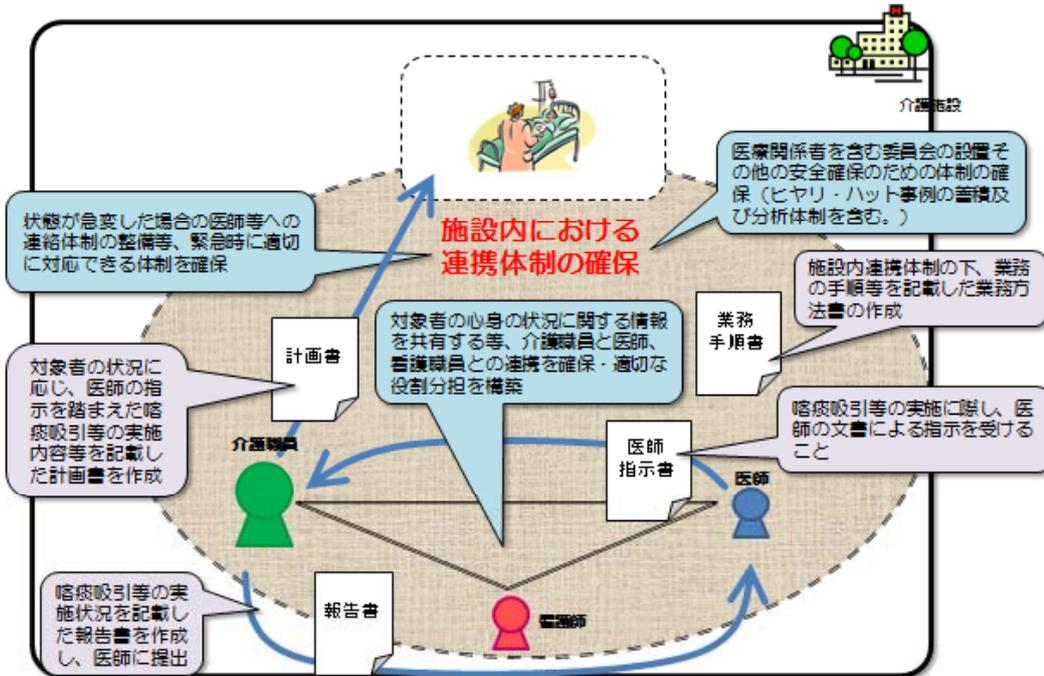
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）が設けられました。

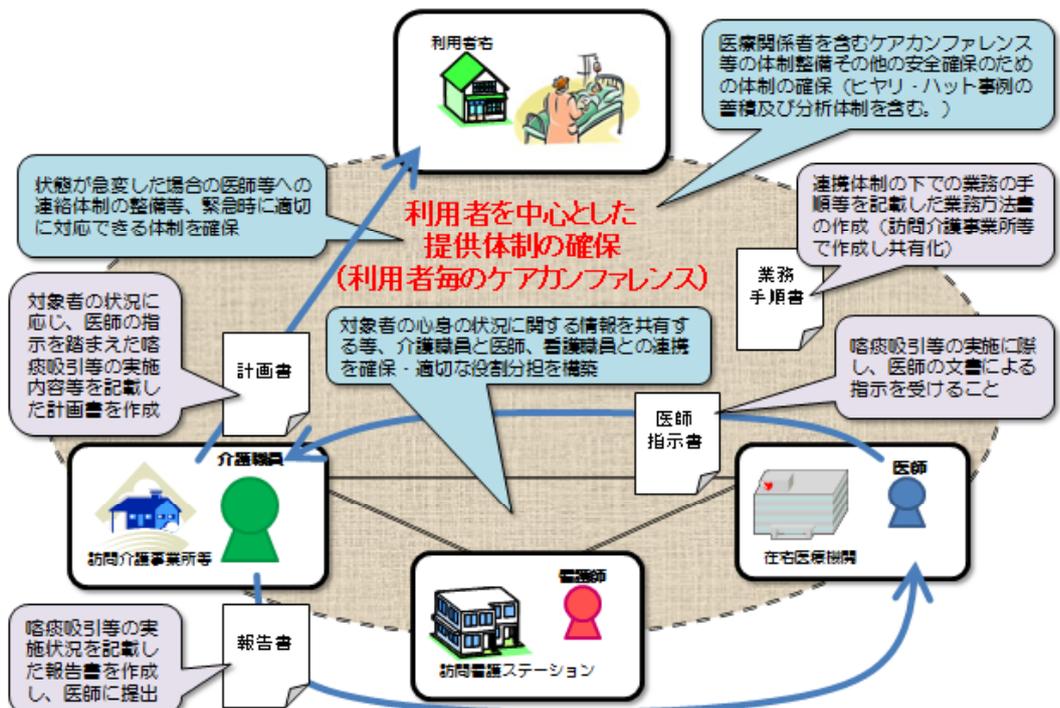
たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

～施設の場合～



～在宅の場合～



たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、
 ○介護福祉士はその養成課程において、
 ○介護職員等は一定の研修（『喀痰吸引等研修』）を受け、
 たんの吸引等に関する知識や技能を習得した上で、はじめてできるようになります。

※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者（経過措置対象者）については、こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置が定められています。

【研修機関・養成施設など】

喀痰吸引等研修の研修機関

都道府県庁



登録研修機関



※P-5を参照。

介護福祉士の養成施設など

養成施設



養成施設
（福祉系高校等）

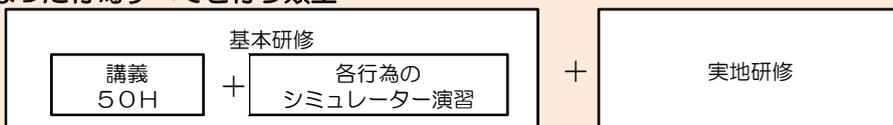


※介護福祉士は養成課程の中で学びます。

「喀痰吸引等研修」

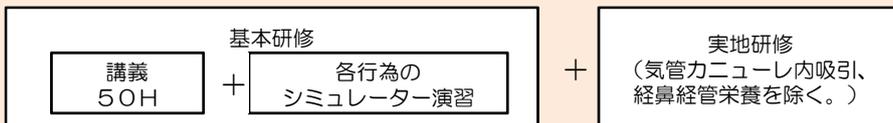
研修には、3つの課程が設けられています。
 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

○今回対象となった行為すべてを行う類型

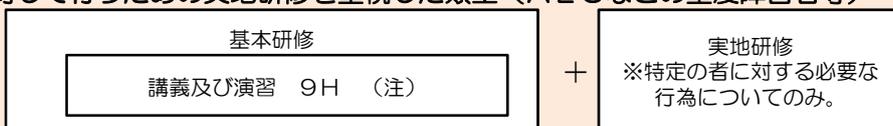


○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。

※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



○特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（ALSなどの重度障害者等）

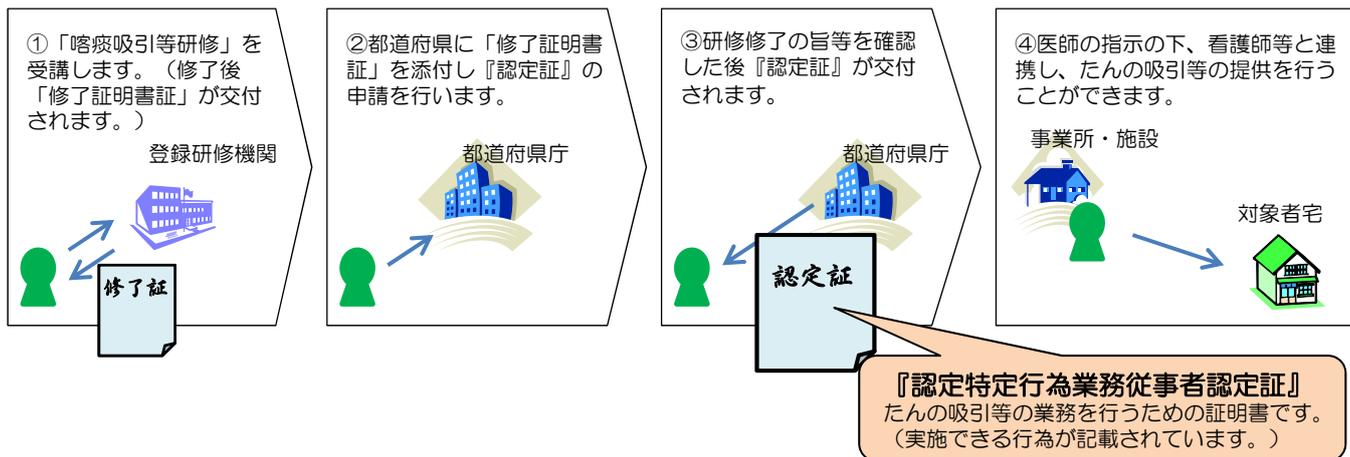


（注）重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間

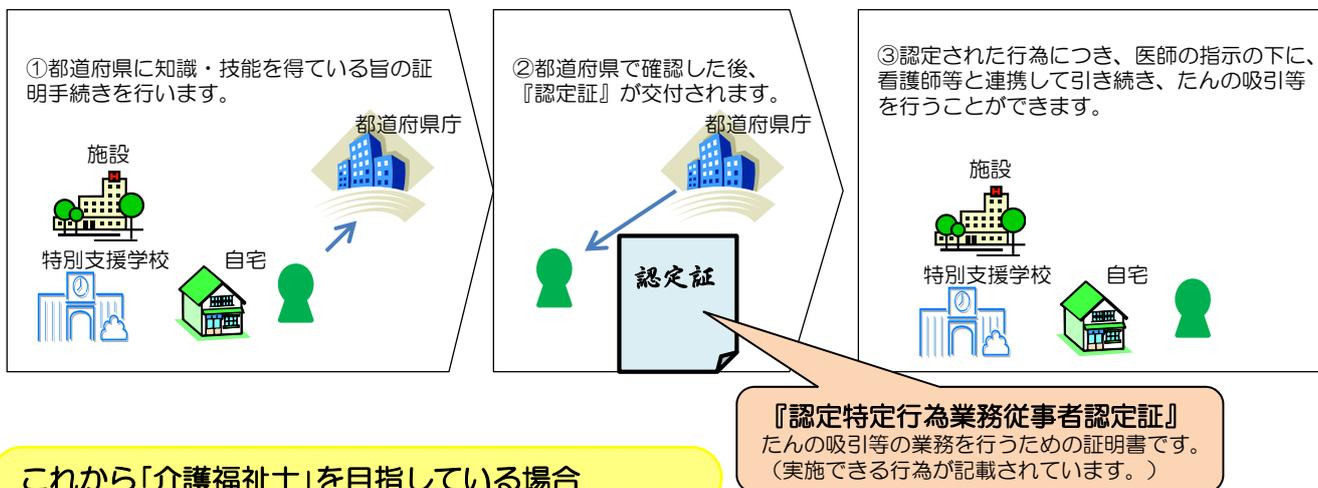
たんの吸引等の業務ができるまで（例）

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

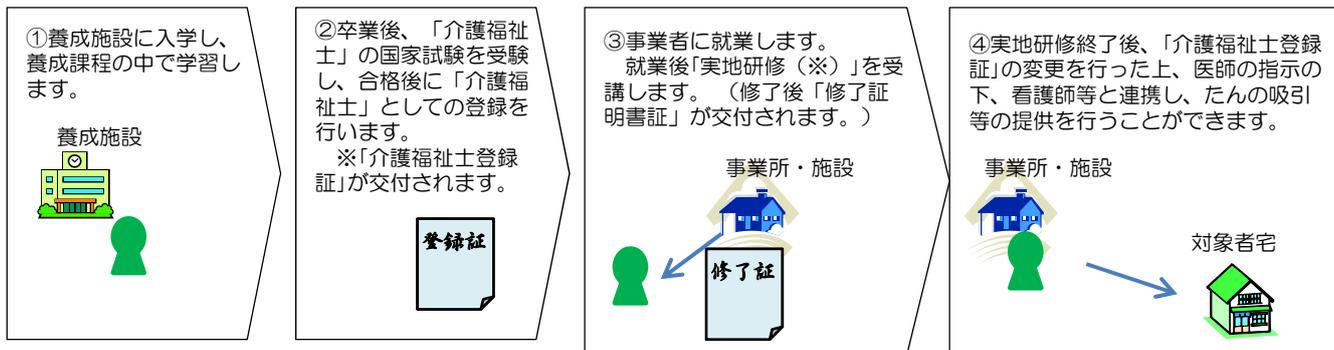
現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合



現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。



これから「介護福祉士」を目指している場合



（※）登録事業者における「実地研修」

介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

登録研修機関

- たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。
- 「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件（登録基準）満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- 登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。
- また、「認定証（認定特定行為業務従事者認定証）」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

登録基準（登録研修機関の要件）

- たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。
- 研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。
- 研修に必要な器具等を確保していること。
- 以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。
 - ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等
- 研修の各段階毎に習得の程度を審査すること。（筆記試験及びプロセス評価）
- 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

登録事業者（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

- 個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、登録事業者（※）であることが必要です。
- 登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件（登録基準）を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- （※）登録喀痰吸引等事業者（H27年度～ 従事者に介護福祉士のいる事業者）
登録特定行為事業者（H24年度～ 従事者が介護職員等のみの事業者）

登録基準（登録事業者の要件）

◎医療関係者との連携に関する事項（実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。）

- たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担（対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等）
- 緊急時の連絡体制の整備
- 個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など

◎安全確保措置など（たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。）

- 医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- 業務上知り得た秘密の保持 など

◎介護福祉士の「実地研修」

※「登録喀痰吸引等事業者（平成27年度～）」における登録基準となります。

- 養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
 - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
 - ・習得程度の審査を行うこと
 - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
 - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など

たんの吸引等に関するQ & A

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は、すべてたんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか？

(A) すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者になる必要がありますか？

(A) すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。

ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

(Q) 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き続き行えるのでしょうか？

(A) 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。（※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。）

(Q) 具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいいのか？

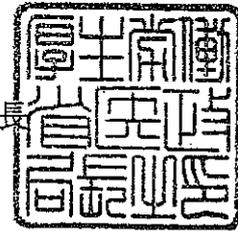
(A) 研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。

また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせください。

医政発第0324006号
平成17年3月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対する
たんの吸引の取扱いについて

我が国では、疾病構造の変化や医療技術の進歩を背景に、医療機関内だけでなく、家庭、教育、福祉の場においても医療・看護を必要とする人々が急速に増加しており、特に、在宅で人工呼吸器を使用する者等の増加により、在宅でたんの吸引を必要とする者が増加している。

このような中で、在宅のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者のたんの吸引については、すでに「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」（以下「ALS分科会」という。）の報告書を踏まえた「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日付け医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）により、ALS患者の在宅療養の現状にかんがみれば、在宅ALS患者に対する家族以外の者によるたんの吸引の実施については、一定の条件の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるとの考えを示したところである。

ALS分科会では在宅のALS患者について検討されたが、この度、「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究（平成16年度厚生労働科学研究費補助事業）」（座長：樋口範雄東京大学教授、主任研究者：島崎謙治国立社会保障・人口問題研究所副所長）において、ALS以外の在宅の療養患者・障害者（以下「患者・障害者」という。）に対するたんの吸引について医学的・法律学的な観点からの検討が行われ、このほど報告書「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いに関する取りまとめ」（平成17年3月10日）（概要は別添を参照）が取りまとめられた。

同報告書では、たんの吸引は医行為であるとの前提に立ち、専門的排たん法を実施できる訪問看護を積極的に活用すべきであるが、ALS患者の場合と同様に、たんの吸引を行っている家族の負担を緊急に軽減する必要等があること、また、ALS患者に対して認められている措置が、同様の状態にある者に合理的な根拠もなく認められないとすれば、法の下での平等に反することから、ALS患者に対するたんの吸引を容認する場合と同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として容認されるものと整理されている。



同報告書で取りまとめられたとおり、患者・障害者のたんを効果的に吸引でき、患者の苦痛を最小限にし、吸引回数を減らすことができる専門的排たん法を実施できる訪問看護を積極的に活用すべきであるが、頻繁に行う必要のあるたんの吸引のすべてを訪問看護で対応していくことは現状では困難であり、24時間休みのない家族の負担を軽減することが緊急に求められていることから、ALS患者に対するたんの吸引を容認するのと同様の下記の下記の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として許容されるものとする。

貴職におかれては、同報告書の趣旨を御了知の上、関係部局間の連携を密にし、管内の市町村（特別区を含む）、関係機関、関係団体等に周知するとともに、たんの吸引を必要とする者に対する療養環境の整備や相談支援等について御協力願いたい。

なお、今回の措置の取扱いについては、ALS患者に対する措置の見直しと同時期に、その実施状況や療養環境の整備状況等について把握した上で見直される必要があることを申し添える。

記

1 療養環境の管理

- 入院先の医師は、患者・障害者の病状等を把握し、退院が可能かどうかについて総合的に判断を行う。
- 入院先の医師及び看護職員は、患者・障害者が入院から在宅に移行する前に、当該患者・障害者について、家族や患者・障害者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者・障害者の在宅療養に関わる者の役割や連携体制などの状況を把握・確認する。
- 入院先の医師は、患者や家族に対して、在宅に移行することについて、事前に説明を適切に行い、患者・障害者の理解を得る。
- 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び看護職員は、患者・障害者の在宅への移行に備え、医療機器・衛生材料等必要な準備を関係者の連携の下に行う。医療機器・衛生材料等については、患者・障害者の状態に合わせ、必要かつ十分に患者に提供されることが必要である。
- 家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養に関わる者は、患者・障害者が在宅に移行した後も、相互に密接な連携を確保する。

2 患者・障害者の適切な医学的管理

- 入院先の医師や患者・障害者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、当該患者について、定期的な診療や訪問看護を行い、適切な医学的管理を行う。

3 家族以外の者に対する教育

- 入院先の医師や患者・障害者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、家族以外の者に対して、疾患、障害やたんの吸引に関する必要な知識を習得させると

もに、当該患者・障害者についてのたんの吸引方法についての指導を行う。

4 患者・障害者との関係

- 患者・障害者は、必要な知識及びたんの吸引の方法を習得した家族以外の者に対してたんの吸引について依頼するとともに、当該家族以外の者が自己のたんの吸引を実施することについて、文書により同意する。なお、この際、患者・障害者の自由意思に基づいて同意がなされるよう配慮が必要である。

5 医師及び看護職員との連携による適正なたんの吸引の実施(別添の別紙2参照)

- 適切な医学的管理の下で、当該患者・障害者に対して適切な診療や訪問看護体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員の指導の下で、家族、入院先の医師、患者・障害者のかかりつけ医及び訪問看護職員との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を密にして、適正なたんの吸引を実施する。

- この場合において、気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、家族以外の者が行うたんの吸引の範囲は、口鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。

- 入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、定期的に、当該家族以外の者がたんの吸引を適正に行うことができていることを確認する。

6 緊急時の連絡・支援体制の確保

- 家族、入院先の医師、在宅患者のかかりつけ医、訪問看護職員、保健所の保健師等及び家族以外の者等間で、緊急時の連絡・支援体制を確保する。